

多度津町農業委員会議事録

令和5年2月17日午前8時55分より午前9時27分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階大会議室において開催した。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

議案第6号 農業経営改善計画認定申請について

報告 その他

出席状況

出席委員

農業委員（12名）

議長	大西和芳
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	山崎義行
4番委員	三野敏彦
5番委員	横關幹夫
6番委員	斯波明美
7番委員	矢野和幸
8番委員	中村稔
9番委員	秋山義充
11番委員	山崎賢三
13番委員	西山正美
14番委員	細川清二

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	眞鍋憲明
3番委員	中北一郎
4番委員	大谷泰則
5番委員	山地文
6番委員	池田一普
7番委員	村井文数
8番委員	宮武良充

欠席委員

農業委員（2名）

10番委員	伊達和博
12番委員	篠原壽雄

農業委員会事務局職員

事務局長	海田 康弘
農地係長	植松 肇
主任主事	中西 祐太

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、伊達委員さんと篠原委員さんが所用のため欠席との連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は、農業委員14名中12名が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていますので、大西会長にお願いしたいと思います。

議長

それでは、早速進めていきたいと思います。

いつもどおり最初に、署名議員さんのほうを私のほうから指名させていただきたいと思います。

14番の細川委員さん、それから4番の三野委員さん、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、昨日の小委員会の報告を推進委員の村井委員さんのほうからよろしくお願いたします。

村井委員

昨日、小委員会を開催した内容を報告したいと思います。

議案の第2号と第3号について現地調査を行いました。議案第2号のほうについては、申請内容のとおりでした。

あと、第3号議案ですが、番号1は地籍調査も終わっており、農道水路もきちんと確定しているのですが、申請地に隣接することから将来的に取り込んでしまわないか気になる場所でした。

あと、第3号議案のほうについては、第5条申請、塗装工事、板金塗装の工場です。これは4年前に5条申請して、今現在稼働しており、その周辺を駐車場として利用するというものでした。第2号議案、第3号議案ともに、特に問題はないかと思われます。

この後、再度審議のほうをよろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま昨日の報告をいただきましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは、議案の審議のほうに移りたいと思います。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について、を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第1号をご覧ください。

【議案第1号番号1番から番号10番について、議案書を基に朗読】

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけれども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第1号につきましては、報告案件ということでご理解をいただきたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号をご覧ください。

【議案第2号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上、1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質

問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第2号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございます。異議がないようですので、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号をご覧ください。

【議案第3号番号1番から番号3番について、議案書を基に朗読】

以上、今回申請のありました3件の転用申請については、周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないということから、許可要件を満たしていると考えております。

以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

特にないようですので、それでは議案第3号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

ありがとうございました。

異議がないということで、議案第3号を承認といたしたいと思ひます。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

農業経営基盤許可促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が、香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側の欄に示されております借手へ貸付けをいたします。合計といたしまして、7筆4,993平米となっております。

以上の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、2月21日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたことについて何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないようですので、議案第4号を承認といたします。

続きまして、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号をご覧ください。

こちらは農用地利用配分計画案となっております、農業委員会において意見聴取することとなっております。香川県農地機構から右側の欄に示されております借手へ貸付けをいたします。

こちらの農地につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借手のみの変更申請となります。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいまの説明で何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、それでは議案第5号につきまして承認すること

にご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないということですので、議案第5号を承認といたしたいと思いをします。

続きまして、議案第6号 農業経営改善計画認定申請について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号をご覧ください。

【議案第6号番号1番について、議案書を基に朗読】

以上で農業経営改善計画の認定申請のご説明となります。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけども、これにつきまして何かご意見、ご質問がありましたらよろしくお願ひします。

特にございませんか。

大谷委員さん、地元の方から何かありますか。

大谷委員

特にはないです。最近、ここに書かれているように奥さんが愛媛県から退職して帰ってこられて、一応参入するというか、この間も手伝いをしていました。前からコシヒカリとブロッコリーとスイートコーン、そういう申請書に記載されている作物についてはもう前からしているので、別段問題はないかなと。

議長

ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、議案第6号につきましては承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議がないということで、承認をいたしたいと思いをします。ありがとうございました。

それでは、これで議案のほうは以上となりますが、その他のことで事務局からご報告があるようでございます。

事務局

事務局より3点ご報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は来月分の農地機構貸借案件について、3点目は農地の賃借料水準についてです。

初めに1点目、相続届について報告をお願いします。

事務局 今月は相続届が2件提出されております。書類につきましては、個人情報との関係から、小委員会に出席されました委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。

以上です。

事務局 続きまして2点目、来月分の農地機構貸借案件について報告をお願いします。

事務局 A4横の農地中間管理事業対象農用地等総括表の資料をご覧ください。こちらに記載されております貸借案は、2月27日より1週間農地機構のホームページにて掲載されます。ご確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局 続きまして、3点目、農地の賃借料水準について報告をお願いします。

事務局 農地の賃借料水準についてという資料をご覧ください。

令和4年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により締結されました農地の賃貸借における10アール当たりの賃借料水準になります。この水準は、昨年中に貸借の契約を行いました賃借料の平均額を算出したものになりますので、これが基準額になるというわけではありません。あくまでも情報提供であり、もし賃借料の相談を受けた場合には、貸手と借手の状況に応じて双方の協議の上で決定していただくようご指導よろしく願いいたします。

以上です。

事務局 その他報告については以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまその他について3点ほどご報告がありましたけども、これにつきまして何かご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、最後に来月の予定について事務局より説明をお願いします。

事務局 引き続き、来月の予定についてご報告いたします。

3月の小委員会は16日木曜日の午前9時から、役場2階大会議室で行います。当番委員は、12番篠原委員、推進委員は8番宮武委員にお願いしたいと思います。

定例会は17日金曜日の午前9時から役場2階大会議室で行いま

す。署名委員は5番横關委員、6番斯波委員、7番矢野委員のうちの2名の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、定例会終了後、農業委員の改選に関する協議について若干お時間をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

ありがとうございました。

最後に、今の報告事項を含めまして、全体にわたりまして何か再度ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。

ございませんか。

(なし の声あり)

ないようですので、今月の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

以上で、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証明します。

議 長

署名委員

署名委員

事務局長

書 記

書 記